

東近江市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市特別会計条例の一部を改正する条例

東近江市特別会計条例（平成17年東近江市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(5) 東近江市産業用地開発事業特別会計 産業用地開発に関する事業

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

提案理由

東近江市産業用地開発事業特別会計を設置したく、本議案を提出するものである。